

第2回環境影響評価審査会における委員意見及びその対応方針

意見の概要	対応方針
基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの審議会の意見を踏まえて、基本構想案骨子を修正し、次回の審議会ではその修正案について議論したい。(吉國) ・基本構想では制度の方向性について記載し、具体的な点については、基本構想に関する説明文という形で整理するべきである。(吉國) 	<p>第1・2回の環境影響評価審査会の意見及び関連する庁内部局の意見を踏まえて基本構想案を作成した。</p> <p>基本構想案の記載方法については、指摘を踏まえ、四角枠の中で制度の基本的な方向性を記載し、その意味するところについて「(解説)」に記載した。</p>
第1節 定義 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の定義では、個別事業の計画等の立案段階における環境アセスメントをSEAに含めているのか。(窪田) 	<p>本市では、国際的に認知された分類法に従い、いわゆる政策・計画・プログラムの策定段階に実施する環境アセスメントをSEAと呼んでいる。</p> <p>個別事業の計画等の立案段階における環境アセスメントについては、計画アセスメントと呼んでいる。</p> <p>本市の総合環境アセスメントの定義は、SEA及び計画アセスメントの両方の概念を含むものである。</p>
第2節 背景 <ul style="list-style-type: none"> ・累積的複合的影響評価については、現行の事業アセスメントにおいても当然実施されるべき性格のものであり、SEAに固有の要件ではないと考える。(宮田) ・現況の事業アセスメントでは、累積的な影響が評価されていないという反省から、SEAという方法を導入しそれを評価する必要があるという考え方方が世界的に明らかになっている。(中島) 	<p>累積的複合的影響評価については、総合環境アセスメントの適用段階によって、その適用の方法が異なると考えられることから、基本構想案ではそのような考え方を踏まえた記述とした。</p> <p>なお、本市の現行制度の技術指針においては、「当該対象事業以外の事業活動にもたらされる地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況とする。)」を勘案して予測手法を選定することとしており、既に累積的複合的影響評価の考え方を部分的に取り入れたものと言うことができるが、より効果的な実施のためには、上位計画等での予測・評価が必要になると考える。</p>
第5節 対象計画等の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・総合環境アセスメントの対象として個人や企業を含めるのか。(関) 	<p>基本構想に定める制度の基本的な方向性としては、民間事業者も対象に含める。一方で、計画等にかかる環境配慮制度について国内における事例が少ないと、また、評価のための技術手法等が発展段階にあることから、当面の適用範囲としては、広島市が策定する計画等のうち、環境に影響を及ぼすそれが大きい事業の基本構想・計画に適用し、運用実績を積み重ねながら範囲の拡大を行っていくこととした。</p>

	意 見 の 概 要	対 応 方 針 案
	<p>第8節 調査、予測及び評価のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境面と社会経済面の統合及び累積的複合的影響評価について、具体的にはどのように実施することを想定しているのか。(宮田) 	<p>基本構想案では、環境面に社会経済面を連携させた評価を行うこととした。ここでいう連携とは、現時点では、計画等の案の持つトレードオフ関係(例えば、環境保全にかかる費用とその効果の相互関係など)を明らかにし、実効性の高い環境配慮の検討に役立てることを想定している。今年度は、そういう評価の基本的な考え方を整理し、具体的な評価方法については、次年度以降にガイドライン等を策定する中で検討する。</p> <p>累積的複合的影響評価の具体的な方法についても、同様に今年度は基本的な考え方を整理し、次年度以降に具体的な方法を検討する。</p>
	<p>第9節 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合環境アセスメントを導入しても現行の事業アセスメント制度は維持されるのか。(フンク) ・SEA の基本的な考え方を現行の事業アセスメントにも適用する必要がある。アメリカ、オランダ等の海外事例では SEA と事業アセスメントが連続しており、SEA と事業アセスメントの基本的な考え方は同じであると思われる。(フンク) ・現行の事業アセスメントも含めて、統一性があり、わかりやすいシステムを構築する必要がある。(フンク) ・総合環境アセスメントが対象とする計画段階では、従来も水面下で環境配慮について検討していたと考えられる。それが今回公表されるものと考えれば、全く新たなことを実施しようとしているわけではない。(吉國) 	<p>現行の事業アセスメントについては、総合環境アセスメント制度を制定しても基本的には維持する方向で考えているが、必要に応じて総合環境アセスメント制度と統一した分かりやすい手続きを定めるなど、より効果的な環境配慮の方法について検討する。また、その際には、現行制度の課題についても整理し、改善するよう努める。</p>